

令和8年2月24日
近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：東洋シャッター株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般-4）第1959号
代表者氏名：岡田 敏夫
本店所在地：大阪府大阪市中央区南船場2-3-2 南船場ハートビル12階

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和8年3月11日から令和8年3月20日までの10日間

2 停止を命ずる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県における建具工事業に関する営業。

3. 処分理由

上記の建設業者は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：フクシマガリレイ株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特一7）第13070号
代表者氏名：福島 豪
本店所在地：大阪府大阪市西淀川区竹島2-6-18

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和8年3月11日から令和8年3月13日までの3日間

2 停止を命ずる営業の範囲

全国における管工事業、熱絶縁工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

3. 処分理由

上記の建設業者は本社工事部の労働者2名に対し、同社において締結した労働基準法第36条に基づく労使協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、また1ヶ月100時間以上の時間外労働及び休日労働、連続する複数月を平均して1ヶ月80時間超えの時間外労働及び休日労働を行わせたとして、大阪労働局から大阪地方検察庁に書類送検され、令和6年12月4日付けで同社及び役員2名に対し、罰金30万円の略式命令が出された。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：積水樹脂株式会社
許可番号等：国土交通大臣（般・特－3）第6350号
代表者氏名：馬場 浩志
本店所在地：大阪府大阪市北区梅田2-6-20

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内の業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

上記の建設業者は建設業法第26条第1項で定める主任技術者の設置が必要とされる工事において、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置していた。

以上のことが、建設業法第28条第1項第2号該当すると認められる。